

# 石狩市指定管理者制度における 賃金・物価スライド制度運用の手引き

令和8年（2026年）4月策定  
石狩市

## はじめに

本市の指定管理者制度においては、これまで指定期間中に生じる賃金及び物価の変動について、原則として事業者が負担すべき経営上のリスクとして位置付けてきました。

しかしながら近年、最低賃金の引上げが続くとともに、物価の高騰が長期化しており、指定管理施設の管理運営に必要となる人件費や光熱費等の増加が、施設運営に大きな影響を及ぼす状況となっています。

このため本市では、指定管理者が健全な経営を維持しつつ、施設の適正な管理運営及び業務の確実な遂行を継続できるよう、賃金水準及び物価水準の変動に応じて、指定期間2年目以降の指定管理料を見直す仕組み（以下「賃金・物価スライド制度」という。）を導入します。

本手引きは、賃金・物価スライド制度の運用に関する基本的な考え方を示すとともに、事務手続の流れ及び具体的な運用内容を分かりやすく整理し、関係者が円滑に制度を運用することを目的として作成するものです。

## 第1章 指定管理料のスライド制度の概要

### 1. 制度の概要

指定期間2年目以降の指定管理料については、選定時に各年度分として計画した人件費、燃料費、電気料金及びガス料金を対象に、賃金・物価等の社会一般の水準の変動を反映させるため、所定の算定方法により見直し計算を実施し、その結果を翌年度の指定管理料に反映します。

本制度は、社会経済情勢の変動に対応して適用するものであり、賃金水準又は物価水準が上昇した場合は指定管理料を増額し、低下した場合は減額する取扱いとします。

### 2. 対象施設

本制度は、令和7年度以降に指定管理者の選定手続を実施し、かつ令和8年度以降から新たな指定期間が開始する指定管理施設を対象として、対象施設ごとに指定期間の開始時期に合わせて順次導入します。

### 3. 基本的な考え方

人件費については、近年の賃金水準の上昇傾向を踏まえ、当面の間、見直し計算により算定されるスライド額は全額を石狩市が負担する取扱いとします。

一方、物件費については、石狩市指定管理者制度におけるリスク分担の考え方に基づき、物価変動(燃料費、電気料金及びガス料金)の上昇に伴い増加する費用のうち、まず一定範囲は指定管理者が負担すべきものとして取り扱います。具体的には、当該上昇分のうち、スラ

イド額算出の対象となる経費(燃料費、電気料金及びガス料金)の合計額に対し3%に相当する額に達するまでの部分は、指定管理者の負担とします。

#### 4. 賃金水準の変動に伴う考え方

##### (ア) 対象とする経費

対象とする職員は、指定管理者により直接雇用され、かつ指定管理業務に直接従事する職員に限ります。したがって、再委託先の職員、労働者派遣(人材派遣)により就労する職員その他指定管理業務に直接従事しない職員に係る人件費は、対象に含めません。

対象経費は、指定管理者が申請時に計画した人件費(自主事業に係る経費を除く。)のうち、労働基準法第11条に規定する賃金のうち、賃金水準の変動により影響を受ける部分とします。あわせて、当該賃金額に連動して事業者負担額が算定される法定福利費(事業主負担分)についても、対象経費に含めるものとします。

**【参考】労働基準法(抜粋)**

第11条 この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与、その他の名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払う全てのものをいう。

**【対象経費の例】** 給与・賃金、賞与※、健康保険、介護保険、厚生年金、雇用保険  
 ※給与水準の変動に影響を受ける場合に対象とする。

**【対象外経費の例】** 通勤手当、家賃手当、労災保険、健康診断費、国の「公共工事設計労務単価表」に基づき、指定管理料を算出している場合等

##### (イ) 賃金水準の変動率(財政部署にて算出)

分類	適用する指標(変動率)
正規職員： 契約期間のない者でフルタイム勤務の職員	北海道人事委員会が公表する月例給(民間給与)
非正規職員： パート、アルバイト等の職員、正規職員相当以外の者	厚生労働省が公表する北海道最低賃金

## 【変動率の算出根拠】

### ■正規職員

$$\begin{array}{l} (n+1) \text{ 年度の指定管理料の変動率 (\%)} \\ \text{変動率 (\%)} = \frac{n \text{ 年度月例給 (民間給与)} - (n-1) \text{ 年度月例給 (民間給与)}}{(n-1) \text{ 年度月例給 (民間給与)}} \times 100 \end{array}$$

※小数点第二位を四捨五入

### ■非正規職員

$$\begin{array}{l} (n+1) \text{ 年度の指定管理料の変動率 (\%)} \\ \text{変動率 (\%)} = \frac{n \text{ 年度北海道最低賃金の額} - (n-1) \text{ 年度北海道最低賃金の額}}{(n-1) \text{ 年度の北海道最低賃金の額}} \times 100 \end{array}$$

※小数点第二位を四捨五入

## 5. 物価水準の変動に伴う考え方

### (ア) 対象とする経費

対象経費は、指定管理者が申請時に見込んだ物件費のうち、燃料費・電気料金・ガス料金とします。

これらの費用は、燃料価格やエネルギー市場の動きなど指定管理者の努力だけでは抑えにくい外部要因で大きく変わることがあり、施設の管理運営に必要な経費へ直接影響します。これまでは、こうした物価変動による増加分は指定管理者の負担としていましたが、変動率が3%を超えた分については、指定管理料に反映し、市が負担する取扱いとします（3%までの分は指定管理者負担）。

見直し額（スライド額）は、日本銀行が公表している企業物価指数を用いて変動率を算出し、その変動率を、申請時に設定した基準となる計画額（対象経費）に乗じて算定します。

### (イ) 物価水準の指標（財政部署にて算出）

分類	適用する指標（変動率）
物価指数	日本銀行が公表する企業物価指数 （「事業用電力」、「石油・石炭製品」、「ガス」など） ※変動率は、種別ごとに算出する。

## 【変動率の算出方法】

(n+1)年度の指定管理料の変動率(%)

$$\text{変動率}(\%) = \frac{(\text{n-1)年10月} \sim \text{n年9月日本銀行が公表する企業物価指数の平均値} - (\text{n-2)年10月} \sim (\text{n-1)年9月日本銀行が公表する企業物価指数の平均値}}{(\text{n-2)年10月} \sim (\text{n-1)年9月日本銀行が公表する企業物価指数の平均値}} \times 100$$

※小数点第二位を四捨五入

## 【変動率算出例】種別ごとに算出

企業物価指数: 燃料	R5.10月	11月	12月	R6.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	平均	変動率
	128.9	131.7	134.3	134.8	133.8	134.0	134.7	134.5	135.5	133.5	132.7	133.9	133.5	
企業物価指数: 事業用電力	R6.10月	11月	12月	R7.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	平均	変動率
	134.5	134.3	135.9	139.5	141.1	144.0	144.3	137.8	131.4	134.1	134.9	136.0	137.3	
企業物価指数: 都市ガス	R5.10月	11月	12月	R6.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	平均	変動率
	119.9	119.3	118.8	119.5	119.8	120.1	119.0	127.4	129.7	136.1	135.6	129.3	124.5	
企業物価指数: 都市ガス	R6.10月	11月	12月	R7.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	平均	変動率
	127.2	131.3	135.4	134.1	128.7	129.0	133.5	136.8	134.9	137.3	132.5	131.4	132.7	
企業物価指数: 都市ガス	R5.10月	11月	12月	R6.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	平均	変動率
	145.7	146.1	148.0	150.3	157.6	158.9	160.7	161.1	161.1	163.3	160.0	152.2	155.4	
企業物価指数: 都市ガス	R6.10月	11月	12月	R7.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	平均	変動率
	154.0	158.4	163.3	164.2	159.9	165.2	166.5	166.8	161.2	155.7	147.8	145.1	159.0	

⇒燃料：2.8% 電力：6.5% ガス：2.3%

※小数点第二位を四捨五入

## 6. スライド額の計算方法

スライド額は、毎年度、次の3区分に分けて計算します。

(1) 正規職員 (2) 非正規職員 (3) 物件費(燃料費・電気料金・ガス料金)

1. (賃金・物価スライド) まず「基礎額」を決める

各年度の計算は、年度ごとに設定する基礎額を出発点にします。

- ・ 指定期間1年目の基礎額 = 計画額
- ・ 2年目以降の基礎額 = 計画額に、前年度までの変動率を順に反映した額
- ・ 基礎額の考え方(乗じていく形)は次のとおりです。
- ・ 2年目基礎額 = 計画額 × (100% + 1年目変動率(%))
- ・ 3年目基礎額 = 計画額 × (100% + 1年目変動率(%)) × (100% + 2年目変動率(%))
- ・ 4年目以降も同様

2. (賃金・物価スライド) 次に「変動額」を計算する

当該年度の変動率を基礎額に乘じ、当該年度に増減した金額(変動額)を求めます。

- ・ 変動額 = 基礎額 × 当該年度変動率(%)

変動額 = 基礎額【計画額 × (100% + 前年度までの変動率 (%)) の累積反映】 × 当該年度変動率 (%)

### 3. 賃金スライド (正規・非正規)

正規職員、非正規職員は、毎年度次の手順で算定します。

- ・ 基礎額を算出
- ・ 変動額を算出 (= 基礎額 × 当該年度変動率 (%))
- ・ 当該年度スライド額 (単年スライド額) = 変動額
- ・ 変動額を積み上げて累積スライド額を管理する。

### 4. 物価スライド (3%控除後の超過分を反映)

物件費は、毎年度の変動額及び累積変動額を求めた上で、次の考え方で当該年度のスライド額を種別ごとに算出します。

- ・ 物価変動のうち、計画額 (対象経費) の3%相当分までは指定管理者負担
- ・ 3%を超えた部分を指定管理料へ反映

このため、当該年度のスライド額は次式で整理できます。

- ・ 当該年度スライド額 = 累積変動額 - (計画額 × 3%) - 前年度までの累積スライド額

#### ○ 【賃金スライド・計算例】

R8 から指定管理が始まる場合	R8.10 作業 (1年目)	R9.10 作業 (2年目)	R10.10 作業 (3年目)	R11.10 作業 ※ (4年目)
計画額 = 対象経費① (円)	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
基礎額② 計画額 × (100% + 前年度変動率) 初年度は計画額 (円)	10,000,000	10,050,000	10,150,500	10,302,758
変動率③ (%)	0.50%	1.00%	1.50%	2.00%
変動額④ (円) ② × ③	50,000	100,500	152,258	206,055
累積スライド額 (円)	50,000	150,500	302,758	508,813
単年スライド額 (円)	50,000	100,500	152,258	206,055
当初予算額 (円)	10,000,000	10,050,000	10,150,500	10,302,758

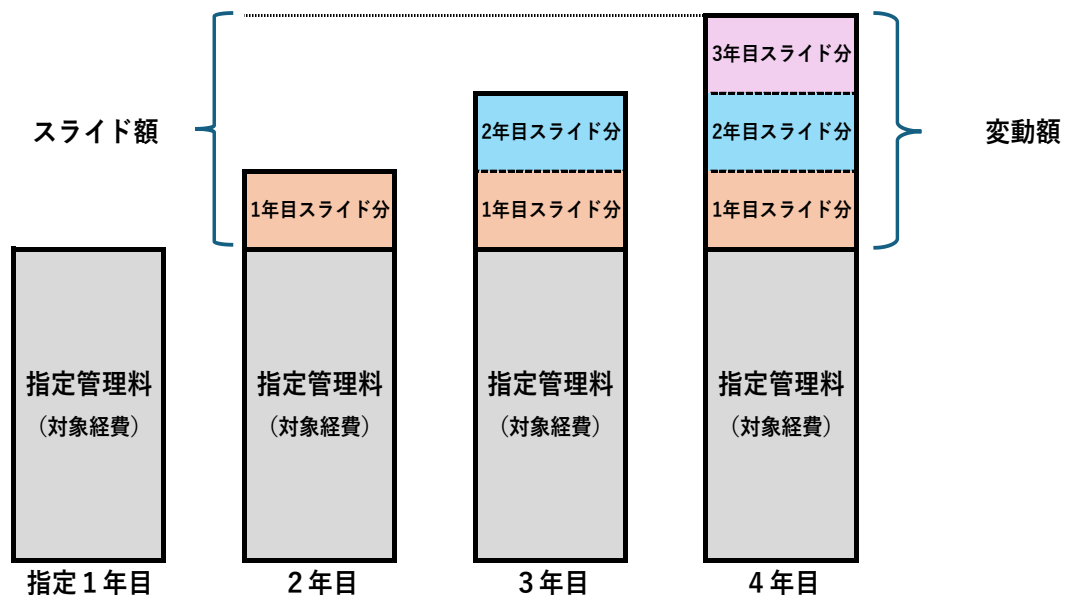
※小数点以下を四捨五入

※ 指定期間が4年間の場合、賃金・物価スライドの見直しは次年度反映を前提とするため、4年目に算定しても反映先(5年目)がありません。このため、4年目の作業は制度上反映対象外ですが、事務の流れを示すため参考として記載します。(以下同様)

○【賃金スライド・算出詳細】

年数	スライド額の計算例
1	$10,000,000 \text{ 円 (計画額)} \times 0.50\% \text{ (変動率)} = 50,000 \text{ 円 (変動額)}$ 累積スライド額：50,000 円、単年スライド額：50,000 円
2	$10,000,000 \text{ (計画額)} \times (100\% + 0.50\%) = 10,050,000 \text{ 円 (基礎額)}$ $10,050,000 \text{ 円} \times 1.00\% \text{ (変動率)} = 100,500 \text{ 円 (変動額)}$ $50,000 \text{ 円 (1年目の変動額)} + 100,500 \text{ 円 (2年目の変動額)} = 150,500 \text{ 円}$ 累積スライド額：150,500 円、単年スライド額：100,500 円
3	$10,000,000 \text{ 円 (計画額)} \times (100\% + 0.50\%) \times (100\% + 1.00\%) = 10,150,500 \text{ 円 (基礎額)}$ $10,150,500 \text{ 円} \times 1.50\% \text{ (変動率)} = 152,258 \text{ 円 (変動額)}$ $50,000 \text{ 円 (1年目の変動額)} + 100,500 \text{ 円 (2年目の変動額)} + 152,258 \text{ 円 (3年目の変動額)}$ $= 302,758 \text{ 円}$ 累積スライド額：302,758 円、単年スライド額：152,258 円
※4	$10,000,000 \text{ (計画額)} \times (100\% + 0.50\%) \times (100\% + 1.00\%) \times (100\% + 1.50\%) = 10,302,758 \text{ 円 (基礎額)}$ $10,302,758 \text{ 円} \times 2.00\% \text{ (変動率)} = 206,055 \text{ 円 (変動額)}$ $50,000 \text{ 円 (1年目の変動額)} + 100,500 \text{ 円 (2年目の変動額)} + 152,258 \text{ 円 (3年目の変動額)}$ $+ 206,055 \text{ 円 (4年目の変動額)} = 508,813 \text{ 円}$ 累積スライド額：508,813 円、単年スライド額：206,055 円

【賃金スライド算出のイメージ】



●【物価スライド・算出例】 リスク分担3%（燃料、電力、ガスの種別ごとに算出する）

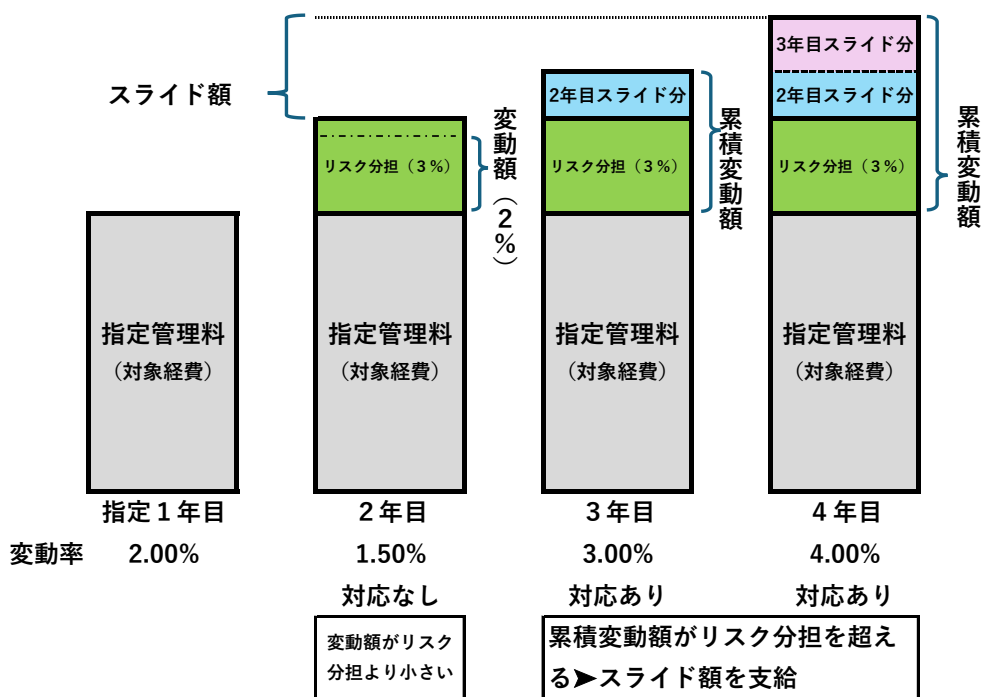
R8 から指定管理が始まる場合	R8.10 作業 (1年目)	R9.10 作業 (2年目)	R10.10 作業 (3年目)	R11.10 作業 ※(4年目)
計画額=対象経費①(円)	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
基礎額② 計画額×(100%+前年度変動率) 初年度は計画額(円)	10,000,000	10,200,000	10,353,000	10,663,590
変動率③(%)	2.00%	1.50%	3.00%	4.00%
変動額④(円) ②×③	200,000	153,000	310,590	426,544
累積変動額⑤	200,000	353,000	663,590	1,090,134
差引額⑥(円) ①×3.00% (対象経費の3%を指定管理者 のリスク)	300,000	300,000	300,000	300,000
累積スライド額⑦(円) ⑤-⑥	0	53,000	363,590	790,134
単年スライド額(円)	0	53,000	310,590	426,544
当初予算額(円)	10,000,000	10,000,000	10,053,000	10,363,590

※小数点以下を四捨五入

●【物価スライド・算出詳細】 リスク分担3%（燃料、電力、ガスの種別ごとに算出する）

年数	スライド額の計算例
1	10,000,000円(計画額)×2.00%(変動率)=200,000円(変動額) 200,000円-300,000円(3%相当差引額)=-100,000円(マイナスの場合は、スライド額0円) 累積スライド額:0円、単年スライド額:0円(算出額を差引額が上回るため)
2	10,000,000(計画額)×(100%+2.00%)=10,200,000円(基礎額) 10,200,000円×1.50%(変動率)=153,000円(変動額) 200,000円(1年目の変動額)+153,000円(2年目の変動額)-300,000円(3%相当差引額)=53,000円 累積スライド額:53,000円、単年スライド額:53,000円
3	10,000,000円(計画額)×(100%+2.00%)×(100%+1.50%)=10,353,000円(基礎額) 10,353,000円×3.00%(変動率)=310,590円(変動額) 200,000円(1年目の変動額)+153,000円(2年目の変動額)+310,590円(3年目の変動額)-300,000円(3%相当差引額)=363,590円 累積スライド額:363,590円、単年スライド額:310,590円
※4	10,000,000(計画額)×(100%+2.00%)×(100%+1.50%)×(100%+3.00%)=10,663,590円(基礎額) 10,663,590円×4.00%(変動率)=426,544円(変動額) 200,000円(1年目の変動額)+153,000円(2年目の変動額)+310,590円(3年目の変動額)+426,544円(4年目の変動額)-300,000円(3%相当差引額)=790,134円 累積スライド額:790,134円、単年スライド額:426,544円

【物価スライド算出のイメージ】 リスク分担 3%



## 7. 変動率がマイナスとなった場合の取扱い

賃金及び物価の変動に伴う指定管理料の見直しは、社会経済情勢を勘案の上、各年度に確定する変動率に基づき実施するものとします。変動率がマイナスとなった場合（賃金水準又は物価水準が低下した場合）の取扱いは、次のとおりとします。

- 人件費（正規職員・非正規職員）

人件費については、当該年度の変動率に基づき算定される額を賃金スライド額として取り扱い、指定管理料を減額するものとします。

- 物価（燃料費・電気料金・ガス料金）

物件費については、リスク分担の観点から対象経費の3%相当額までは指定管理者が負担する取扱いとします。

物価スライドの変動率がマイナスとなった場合は、計画額（対象経費）に基づき算定した累積変動額を用いて判定し、累積変動額が-3%相当額（計画額×3%）を下回るときは、当該下回り分（超過分）を翌年度の指定管理料から減額します。

なお、累積変動額が-3%相当額の範囲内にとどまる場合は、減額は行いません。

≪算出例(物価の下落時)≫

計画額（対象経費）: 10,000,000 円

3%相当額: 300,000 円

変動率により算定した累積変動額: -500,000 円

この場合、－3%相当額(－300,000 円)を超えて下落しているため、減額対象は超過分のみ。

減額(単年スライド額):  $-500,000 \text{ 円} - (-300,000 \text{ 円}) = -200,000 \text{ 円}$

→ 翌年度の指定管理料を 200,000 円減額する。

## 8. 賃金改定状況の確認 (詳細は財政部署と協議)

実際に支給する賃金スライド額は、変動率により算出した賃金スライド額(予算額)を上限とします。支払額は、指定管理者における賃金改定状況の確認(財政部署が別途定める。)を行った上で確定し、賃金スライド額(予算額)を超えて支給しないものとします。

賃金改定状況の確認は、原則として、当該年度と前年度の同一時点における賃金水準を比較して行い、その結果に基づき支払額を算出します。

※物価スライドについては、改定状況の確認は行いません。

## 第2章 スライド制度の運用

### 1. スライド制度の主な手続き

(ア) 施設所管部署は、指定管理者の募集等に当たり、指定管理料スライド制度に関する事項を募集要項、仕様書、基本協定書等に明記する。

(イ) 施設所管部署は、財政部署から通知される変動率を用いて次年度の指定管理料スライド額を算定し、指定管理者に通知する(様式 1)とともに、次年度の当初予算要求に反映する。

(ウ) 当初予算の議決後、施設所管部署は、確定したスライド額を含む指定管理料にて年度協定を締結し、支払計画に基づき支払う。

(エ) 指定期間 2 年目以降の指定管理料(賃金スライド額)の支払は、賃金改定状況の確認の実施後に行う。

※ 変動率に基づくスライド額の算定、予算要求及び賃金改定状況の確認については、財政部署と協議の上行うこと。

## 2. 運用スケジュール

### 1) 選定年度(募集・選定～基本協定)

時期	手続	主な内容
4月	指定管理者の募集開始	募集要項・仕様書等にスライド制度(対象、算定方法、反映時期等)を明記
10月～12月	選定・予算関係	指定管理者選定委員会で候補者選定、議会提案、予算要求
1月～3月	基本協定締結	基本協定書にスライド制度に関する規定を明記

### 2) 見直し年度(次年度スライド額の算定・予算化)

時期	手続	主な内容
4月以降	協定の開始	指定期間の開始(基本協定又は年度協定に基づき運用開始)
10月	変動率の確定	財政部署から提示された変動率によりスライド額を算定し、所管部署を通じて、指定管理者へ通知(様式1)
11月～3月	予算要求・協定準備	次年度予算要求へ反映し、次年度の年度協定に反映する準備を行う

### 3) 見直し反映年度(年度協定へ反映・支払)

時期	手続	主な内容
4月以降	・年度協定締結 ・指定管理料の支払	・(賃金スライドがある場合)賃金改定状況の確認後、スライド額を含めて年度協定を締結 ・スライド額を含む指定管理料を支払計画に基づき支払う

※以後は、毎年度「2)見直し年度」→「3)見直し反映年度」の流れを繰り返す。

## 3. 基本協定及び年度協定への記載

賃金及び物価の変動に伴うスライドにより指定管理料の総額が増減する場合であっても、基本協定は指定期間全体に係る基本的事項を定めるものであることから、基本協定は変更しないものとする。

この場合における当該年度の指定管理料の額その他必要な事項の調整は、年度協定により行うものとする。

【基本協定書記載例（抜粋）】

（管理費用）

第〇条 甲は、管理業務の実施の対価として、乙に対して管理費用を支払うものとする。

2 前項の管理費用は、金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限として、各年度の予算の範囲内で定めることとする。

3 第〇条のリスク分担に基づく、賃金・物価スライド制度による管理費用のスライド額及び支払い方法等については、甲乙協議の上、別に締結する年度協定において定めるものとする。

【年度協定書記載例（抜粋）】

（《元号》〇〇年度の管理費用）

第〇条 甲は、《元号》〇年度における《施設略称》の管理業務に係る費用（以下「管理費用」という。）として、金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（消費税額及び地方消費税額金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円を含む。）を乙に支払うものとする。うち賃金・物価スライド制度による管理費用のスライド額は、金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（消費税額及び地方消費税額金〇, 〇〇〇, 〇〇〇を含む。）とする。

様式1

石 〇 第 号  
令和 年 月 日

(指定管理者) 様

石狩市長 〇〇 〇〇

### 令和〇年度 指定管理料のスライド額について (通知)

賃金・物価スライド制度運用の手引きに基づき、令和〇年度に適用する変動率及び指定管理料のスライド額（見込み）を、下記のとおり通知します。

なお、賃金スライド額の支払額は、指定管理者における賃金改定状況の確認後に確定します。確定後の支払額は、下表の賃金スライド額（予算額）を上限とします。

#### 記

1 指定管理施設名

\_\_\_\_\_

2 変動率及び指定管理料スライド額

(減額の場合は▲表示)

区分	変動率	スライド額 (消費税及び地方消費税を含む)
賃金スライド (正規)	%	円
賃金スライド (非正規)	%	円
物価スライド (燃料)	%	円
物価スライド (電力)	%	円
物価スライド (ガス)	%	円
合 計	—	円

※本通知の賃金スライド額は予算上の算定額であり、賃金改定状況の確認後に支払額を確定します。

担当部署	〇〇部△△課
担当者	〇〇 〇〇
連絡先	0133-〇〇-〇〇〇〇